

# 工事監督支援業務処理基準書

平成 27 年 7 月

横浜市道路局横浜環状北西線建設課

## 1 目的

この基準は、工事監督支援業務委託を適正かつ合理的に処理するために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の実施方法

業務は別表により実施するが、これにより難しい場合は委託監督員と協議するものとする。

## 3 用語の定義

この工事監督支援業務処理基準における用語の定義は、土木設計共通仕様書及び高速横浜環状北西線工事監督支援業務特記仕様書によるほか、次の各号による。

- (1)「発注者」とは、横浜市をいう。
- (2)「提出」とは、契約約款、設計図書等で請負人に作成が義務づけられている書類を工事監督員又は現場技術者に出すことをいう。
- (3)「通知」とは、請負人が工事監督員又は現場技術者に、あるいは工事監督員が現場技術者又は請負人に対し、業務に関する事項について知らせることをいう。
- (4)「受理1」とは、請負人が設計図書において工事監督員から引き渡しを定められたもの、又は発注者及び工事監督員の指示を受け取ることをいう。
- (5)「受理2」とは、現場技術者が請負人から工事監督員に提出され、工事監督員が承諾した図書等を受け取ること、また、工事監督員が指示した事項について確認することをいう。
- (6)「受理3」とは、工事監督員が契約約款、設計図書等に基づき請負人から提出された図書等を受け取り、形式が合致しているか否かを確認し発注者に送付することという。
- (7)「承認」とは、契約約款に基づき請負人が工事監督員を通じて発注者に提出した図書について、発注者が了解することをいう。
- (8)「承諾」とは、設計図書等に基づき請負人が工事監督員に提出した図書等について、工事監督員が了解することをいう。
- (9)「指示」とは、発注者又は工事監督員が定めたことを請負人に示し、実施させることをいう。
- (10)「検討」とは、担当業務について、調査、吟味することをいう。
- (11)「照査」とは、担当業務について、部下から報告されたことも含め、自らも検討することをいう。
- (12)「報告」とは、設計図書等で請負人に義務づけられている事項について、現場技術者が自らの意見、考えを付してその結果を工事監督員に知らせることをいう。
- (13)「実施」とは、設計図書、施工計画書等に定められた行為を行うことをいう。
- (14)「立会」とは、請負人が実施した、又は実施している施工が設計図書、施工計画書等と一致しているか否かをその場に臨場して確かめることをいう。また、必要により埋設物管理者、住民、検査員等と臨場して確かめることをいう。
- (15)「確認」とは、工事の施工等について契約約款、設計図書、施工計画書等のおり実施されているか否かを確かめることをいう。
- (16)「処理」とは、請負人及び現場技術者から工事監督員に提出、報告された図書等につい

て必要な手続きを行うことをいう。

- (17)「巡回」とは、請負人が実施している工事の施工状況を設計図書、施工計画書等と一致しているか否かを確認し、工事の進捗状況及び請負人の工事管理体制を総括的に把握するため、現場を見て回ることをいう。
- (18)「巡視」とは、請負人が実施している施工状況を把握することという。
- (19)「検査」とは、請負人が実施している施工が、設計図書、施工計画書等と一致しているか否かを確認し、一致していない場合は、是正措置を指示することをいう。
- (20)「受験」とは、発注者又は工事監督員並びに現場技術者の検査を受けることという。
- (21)「引渡」とは、設計図書等で発注者又は工事監督員が貸与、与える等とした図書等を請負人に渡すことをいう。

別 表

・実施内容 A→必ず実施 B→必要に応じて実施 C→時々実施  
D→完成後実施 E→関係資料(書類、写真等)により実施

名 称	種 別	項 目	区 分					
			請負人		現場技術者		工事監督員	
一 般	一 般	請負代金内訳書、工程表、その他 約款上の提出書類の処理	提出	A	受理2	—	受理3、処理	A
		設計図書の不明確な部分の確認	実施、通知	A	受理2	—	照査、通知	A
		工事関係者の措置要求等	受理1	—	確認、報告	B	確認、請求	B
		改造請求、破壊検査の実施	受理1	—	報告、立会	B	指示、立会	B
測 量	基準点測量	測量関係図及び基準点の確認	実施	A	受理2	—	引渡	A
	中心線測量	道路中心線測量の実施	実施	D	確認、報告	A	確認、処理	A
工程管理	工程管理	工程管理計画書の照査、確認	提出	A	照査、検討、報告	A	確認	A
		工事進捗管理図等の照査、確認	提出	A	照査、報告	A	確認、処理	B
	工期の変更	工期の変更請求	提出	B	受理2	—	検討、承諾	B
施工管理	施工計画	施工計画書の照査、確認	提出	A	照査、検討、報告	A	確認	A
	施工管理	材料の品質管理、数量等の確認	実施	A	照査、検討、報告	B E	検査、確認	C E
		出来形の検査、確認	実施	A	照査、検討、報告	A	検査、確認	C
		管理者立会(軽易なもの)	通知、立会	A	立会	A	確認	B
		管理者立会(上記以外のもの)	通知、立会	A	立会	B	立会	A
		施工状況の把握	実施	A	巡回	A	巡視	C
	提出書類	測定、観測、管理記録簿等の整備	実施	A	確認	B	確認	B
作業打合せ	連絡調整、作業打合せ	実施	B	実施	B	実施	B	
安全管理	事故防止 対 策	安全管理計画書の照査、確認	提出	A	照査、検討、報告	A	確認、処理	A
		巡回、点検	実施	A	確認、立会、巡回	A	巡視	C
		臨機の措置	実施	B	確認、報告	B	確認、処理	B
	事 故	事故報告	提出	A	受理2	—	確認、処理	A
		事故処理	実施	A	確認、報告	A	確認	A
		対外処理	実施	A	受理2	—	実施	A
環境等調査	調 査	調査計画書の照査、確認	提出	A	照査、検討、報告	A	確認	A
		家屋調査等の確認	実施	A	確認、報告	A	確認	B
		路面変動調査等の確認	実施	A	確認、報告	A	確認	B

・実施内容 A→必ず実施 B→必要に応じて実施 C→時々実施  
D→完成後実施 E→関係資料(書類、写真等)により実施

名 称	種 別	項 目	区 分					
			請負人		現場技術者		工事監督員	
工事変更 及び 設計変更	施工条件の 変 更	施工条件の相違の確認	通知	A	確認、報告	A	確認	B
		工事変更の実施	受理1	—	受理2	—	指示	B
	工事内容の 変 更	工事変更の実施	受理1	—	受理2	—	指示	B
		設計変更	設計変更手続きの実施	—	—	—	—	実施
検 査 及び 完成図書等	検査手続き	検査申請書、計算書等の照査、確認	提出	A	照査、確認、報告	A	確認	A
	検 査	検査の実施	受験	A	立会、報告	A	検査、確認	A
	完成図書等	初回全般検査の実施	実施	D	立会	A	検査、確認	A
		完成図書等の照査、確認	提出	A	照査、確認、報告	A	実施	A
対外処理	事故防止 対 策	対外協議の実施	実施	B	実施、報告	B	確認、処理	B
		立会	実施	B	立会、報告	B	確認、処理	B
	事 故	苦情処理	実施	A	実施、報告	B	確認、処理	B
		損害補償の折衝	実施、提出	B	—	—	実施	B